

T&Dフィナンシャル生命インターネットサービス利用規定

第1章 総則

第1条 (規定の適用範囲)

本規定は、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社（以下「当社」といいます。）がインターネットを通じて当社の生命保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）に提供するT&Dフィナンシャル生命インターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して適用されます。

第2条 (規定の変更)

当社は、保険契約者の事前の承諾なしに本規定の内容を変更できるものとし、変更を行った場合にはすみやかにインターネット上での告知を行います。告知後は、保険契約者は変更後の内容に従うものとします。

第2章 サービスの利用

第3条 (ID・仮ログインパスワード・手続用パスワードの発行)

1. 当社は、当社の別途定める基準に該当する保険契約者に対し、保険契約成立後すみやかに、「ID番号」「仮ログインパスワード」「手続用パスワード」を発行します。保険契約者は本サービスを利用する場合、仮ログインパスワードより本サービスに仮ログイン後、メールアドレスおよびログインパスワードを設定し、本サービスの利用申込手続を行います。
2. 保険契約者は、「ID番号またはメールアドレス」「ログインパスワード」「手続用パスワード」（以下「ID・パスワード等」といいます。）を入力して本サービスを利用します。

第4条 (ID・パスワード等の管理)

1. 保険契約者は、ID・パスワード等を自己の責任において厳重に管理するものとし、本サービスにおいてID・パスワード等を使用して行われた行為に関する一切の責任は、当該保険契約者が負うものとします。
2. 保険契約者は、「ログインパスワード」「手続用パスワード」「メールアドレス」を、当社所定の方法により変更することができます。
3. 保険契約者は、当社所定の方法により保険契約者を同一とする複数のID番号を一つのID番号に集約することができます。
4. 保険契約者は、ID・パスワード等を紛失した場合、以下のとおり照会または再届出を行うことができます。
 - (1) ID番号・ログインパスワードを紛失した場合、所定の方法により当社に照会することができます。
 - (2) 手続用パスワードを紛失した場合、所定の方法によりパスワードの再届出を行うことができます。
5. 保険契約者は、ID・パスワード等の盗難・第三者への漏洩等があった場合には、所定の方法によりすみやかに当社に本サービスの利用の中断を届け出てください。
6. 当社は、登録されたものと異なるID・パスワード等が所定の回数連続して入力された場合、本サービスの提供を中断することがあります。その場合、保険契約者は当社所定の方法により、当社に本サービスの利用の復旧を届け出てください。
7. 保険契約者は、ID・パスワード等の第三者への開示・譲渡・名義変更・売買等を行う

ことはできません。

第5条 (届出事項の変更)

1. 保険契約者は、当社に届け出たEメールアドレスに変更があった場合、すみやかに当社所定の変更手続を行うものとします。
2. 保険契約者は、当社に届け出た名称、住所、電話番号等に変更があった場合、すみやかに当社所定の方法により、対象保険契約に係る変更手続を行うものとし、当社は当該変更手続をもって本サービスの届出事項を変更するものとします。

第6条 (サービスの利用停止・利用再開)

保険契約者は、当社所定の方法により、本サービスの利用の停止および利用の再開を行うことができます。

第7条 (禁止事項)

保険契約者は、本サービスの利用にあたって次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) ID・パスワード等を不正に使用する行為
- (2) 虚偽の事項を当社に届け出る行為
- (3) 当社、他の保険契約者または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為、およびそのおそれのある行為
- (4) 当社、他の保険契約者または第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 当社、他の保険契約者または第三者に不利益または損害を与える行為、およびそのおそれのある行為
- (6) 公序良俗に反する行為、およびそのおそれのある行為
- (7) 法令に反する行為、およびそのおそれのある行為
- (8) 本規定に違反する行為

第8条 (保険契約者への通知)

1. 当社は、保険契約者への通知を、当社所定の方法により保険契約者が届け出た名称・住所・電話番号・Eメールアドレス（以下、「通信先」という。）に発信するものとします。当社の知った最終の通信先に発した通知は、通常到達する時期に保険契約者に到達したものとみなします。
2. 当社は、通信先に送付した通知が未着により返送されてきた場合、本サービスの提供を中断することがあります。

第9条 (ID番号の廃止)

当社は、次の各号の場合には、保険契約者の事前の承諾なしにID番号の廃止を行うことがあります。

- (1) 保険契約者が、第7条に掲げる行為を行った場合
- (2) 保険契約者が、当該ID番号の保険契約者でなくなった場合
- (3) その他、当社が必要と判断した場合

第3章 サービスの運営

第10条 (サービスの変更・中断・終了)

1. 当社は、保険契約者の事前承諾なしに本サービスの内容を変更することがあります。
2. 当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要、および天災・災害・装置の故障等の事由により、保険契約者の事前の承諾なしに本サービスの提供を中断することがあります。

3. 当社は、運営上その他の理由により、保険契約者の事前の承諾なしに本サービスの提供を終了することがあります。
4. 第1項ないし第3項の事由により、保険契約者または第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

第4章 保険契約者情報の取扱い

第11条 (保険契約者情報の取扱い)

当社は、保険契約者が当社に届け出た情報、保険契約者の本サービス利用に関する情報（以下、「保険契約者情報」といいます）を必要な保護措置を講じたうえで以下のとおり取扱うこととします。

1. 当社は保険契約者情報を、次の目的で取得します。
 - (1) 本サービスのご継続・維持管理
 - (2) 当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - (4) その他本サービスに関連・付随する業務
2. 次の場合、当社は保険契約者情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 保険契約者の同意がある場合
 - (2) 法令または行政、司法、その他の日本国内外政府機関の命令、指導または要請により必要となった場合
 - (3) 本サービス提供に係る業務を当社が第三者に委託する場合

第12条 (保険契約者情報の開示・訂正、利用の中止)

当社は、保険契約者から自己の保険契約者情報についての開示・訂正、および利用の中止を求められた場合、すみやかにこれに応じるものとします。

第5章 保険契約に関する取引

第13条 (対象保険契約の登録)

1. 保険契約者が新たに当社と保険契約を締結した場合、および対象保険契約の変更手続により保険契約者となった場合、当該保険契約は自動的に対象保険契約とします。
2. 前1項にかかわらず、当社は次の各号の場合には保険契約の登録を行わないことがあります。
 - ①当社の定める保険種類以外の場合
 - ②その他、当社の定める場合

第14条 (対象保険契約の除外)

当社は、次の各号の場合には、保険契約者の事前の承諾なしに対象保険契約を本サービスの対象から除外することができます。

- (1) 対象保険契約が消滅した場合
- (2) 対象保険契約の変更手続により、保険契約者が対象保険契約の保険契約者でなくなった場合
- (3) その他、当社の定める場合

第15条 (保険契約に関する取引)

1. 保険契約者は、本サービスを通じ対象保険契約に関する次の各号の取引を行うことができます。この場合、保険約款に定める書類の提出は省略します。なお、保険料が特別勘

定繰入前の場合は、一部の項目について取引できない場合があります。

- (1) 契約内容の照会
- (2) 申出内容の照会
- (3) 保険約款の規定による積立金の移転（以下、「積立金移転」といいます。）
- (4) 保険約款の規定による繰入割合の指定（以下、「繰入割合指定」といいます。）
- (5) 保険約款の規定による基本保険金額の増額（以下、「随時増額」といいます。）
※増額原資に相当する保険料の中途払込を含みます。
- (6) 保険約款の規定による規則的増額の中断・再開・増額・減額等（以下、「規則的増額の内容変更」といいます。）
- (7) 保険契約の規定による解約（以下、「解約」といいます。）
- (8) その他、当社の定める取引

上記にかかわらず、当社が必要と認めたときは、当社は保険約款に定める書類の提出を求めることがあります。その場合、当該保険契約者は直ちに当社が必要と認めた書類を当社に提出するものとします。

2. 当社は、入力されたID・パスワード等と、届出のID・パスワード等との一致を確認した場合には、保険契約者本人からの請求とみなし指定された取引を実行します。この場合、ID・パスワード等について、当社の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第16条（積立金移転・繰入割合指定・解約の受付日時等）

1. 本サービスによる積立金移転・繰入割合指定・解約の取引を行う場合、当社営業日の別途当社が定める時間までに当社が受信した取引を当日の受付とし、それ以降の受信は翌営業日の受付となります。
2. 当社は本サービスによる取引完了の後、取引内容について保険契約者に書面等で通知します。

第17条（積立金移転の制限と優先）

1. 本サービスによる積立金移転を行う場合、受付日の当社が定める時間までは取引内容の変更を行うことができますが、それ以降は変更を行うことができません。
2. 本サービスによる積立金移転を行う場合、同一受付日における複数回の取引は最後の取引のみ取扱いします。この場合、積立金移転回数は1回と数えます。
3. 本サービスによる積立金移転と電話または書面による積立金移転の受付が同一日の場合、本サービスまたはオペレーター対応による電話での取引ではなく書面での受付を優先して取扱うことが保険契約者によって特に通知され、当社によって確認された場合を除いて、本サービスまたは電話による受付分のうち、最後の取引のみ取扱いします。この場合、積立金移転回数は1回と数えます。

第18条（繰入割合指定・規則的増額の内容変更の制限と優先）

1. 本サービスによる繰入割合指定・規則的増額の内容変更を行う場合、受付日の当社が定める時間までは取扱内容の変更を行うことができますが、それ以降は変更を行うことができません。
2. 本サービスによる繰入割合指定・規則的増額の内容変更を行う場合、同一受付日における複数回の取引は最後の取引のみ取扱いします。
3. 本サービスによる繰入割合指定と電話または書面による繰入割合指定・規則的増額の内容変更の受付が同一日の場合、本サービスまたは電話による受付分のうち、最後の取引のみ取扱いします。

第6章 その他

第19条（免責事項等）

1. 当社は、入力された I D・パスワード等と、届出の I D・パスワード等との一致を確認した場合には、I D・パスワード等について、当社の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
2. 当社の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
3. 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がされたことにより I D・パスワード等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
4. 当社の責によらない郵送上の事故等により I D・パスワード等が漏洩した場合、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第20条 （準拠法）

本規定に関する準拠法は日本法とします。

第21条 （合意管轄）

本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。